

改正

平成13年9月28日条例第12号

平成15年10月6日条例第23号

平成17年12月27日条例第45号

平成18年3月30日条例第10号

平成24年3月29日条例第6号

平成28年12月28日条例第22号

大和市まごころ地域福祉センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、まごころ地域福祉センターの設置、管理等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 在宅福祉事業の総合的な実施を図ることにより、地域福祉に対する理解と市民の参加を促進し、もって福祉の増進に寄与するため、まごころ地域福祉センター（以下「まごころセンター」という。）を設置する。

2 まごころセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 大和市まごころ地域福祉センター

(2) 位置 大和市柳橋二丁目11番地

(事業)

第3条 まごころセンターは次に掲げる事業を行う。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護事業

(2) 法第115条の45第1項第1号ロ及びニ並びに第2号、第2項第1号から第3号まで並びに第3項第2号及び第3号の規定に関する事業

(3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第2号、同法第20条の2の2及び同法第20条の7の2の規定に関する事業

(4) 育児に係る情報提供及び相談、育児サークル支援等に関する事業

(5) その他まごころセンターの目的達成のため市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第4条 まごころセンターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) まごころセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (3) まごころセンターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(公募)

第6条 市長は、指定管理者にまごころセンターの管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) まごころセンターの概要
- (2) 申込期間
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (5) 指定管理者が行う業務の範囲及び内容
- (6) 選定の基準
- (7) その他市長が別に定める事項

(指定管理者の指定の申込み)

第7条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申込期間内に申込書にまごころセンターの管理に係る企画提案書及び収支予算書、財産目録その他規則で定める書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

(選定基準)

第8条 市長は前条の規定による申込みがあったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 法第115条の47第1項に規定する者であること。
- (2) まごころセンターを利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

- (3) まごころセンターの効用を最大限に発揮するものであること。
- (4) まごころセンターの適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (5) まごころセンターの管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。
- (6) その他市長が別に定める基準
(選定の結果の通知)

第9条 市長は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果について申込みを行った団体に通知しなければならない。

(再選定等)

第10条 市長は、前条の規定による通知を行った後、指定管理者となるべき団体として選定された団体（以下「被選定団体」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を除く申込みを行った団体の中から、再び第8条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

- (1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。
- (2) 新たに判明した事実により、まごころセンターの管理を行うことが不適當であると認められたとき。

2 前項各号のいずれかに該当した被選定団体は、第6条の規定による次回の公募については、申し込むことができない。

(指定管理者の指定)

第11条 指定管理者の指定は、被選定団体について、地方自治法第244条の2第6項の議決を経た後、行うものとする。

(指定管理者の指定の告示)

第12条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者の名称、所在地、指定期間その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

(指定期間)

第13条 指定期間は、指定の日から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

(協定の締結)

第14条 指定管理者は、市長とまごころセンターの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 管理業務報告に関する事項
- (5) 管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) 管理業務に係る情報公開に関する事項
- (9) その他市長が別に定める事項
(事業報告書の作成及び提出等)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、まごころセンターに関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- (1) まごころセンターの管理業務の実施状況
- (2) まごころセンターの利用料金の収入の実績
- (3) まごころセンターの管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、まごころセンターの管理の実態を把握するために必要なものとして市長が別に定める事項
(指定の取消しの告示等)

第16条 市長は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者の名称、所在地その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

2 前項の規定に該当した指定管理者は、第6条の規定による次回の公募については、申し込むことができない。

(開館時間)

第17条 まごころセンターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができ

る。

(休館日)

第18条 まごころセンターの休館日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。

(利用の制限)

第19条 指定管理者は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者その他管理上支障があると認められる者に対しては、まごころセンターの利用をさせないことができる。

(原状回復の義務)

第20条 指定管理者は、指定期間が満了したとき又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、施設等の利用を終了したときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。

(損害賠償義務)

第21条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損傷又は滅失がやむを得ない理由によるものであると市長が認めたときは、この限りでない。

(利用料金)

第22条 第3条第1号及び第2号に規定する事業を利用する者は、利用料金として次に掲げる額を納付しなければならない。

- (1) 法第41条第4項第1号及び第115条の45第5項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- (2) 前号に規定するもののほか、利用に要する費用として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額

(利用料金の收受)

第23条 前条の規定により納付された利用料金は、指定管理者の収入として收受されたものとする。

(個人情報等の取扱い等)

第24条 指定管理者は、管理業務に関し保有する個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止については、大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者及びまごころセンターの業務に従事している者は、まごころセンターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。

(情報公開)

第25条 指定管理者は、大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）の趣旨にのっとり、管理業務の内容に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

附 則（平成13年条例第12号）

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第45号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第10号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第6項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第6号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月28日条例第22号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。